

令和3年1月12日

各県立学校長 様

高校教育課
特別支援教育課
保健体育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4都県を対象区域として行われたことを踏まえ、1月8日付けで文部科学省から、別添（写）のとおり通知がありましたので、教職員に周知し適切に対応願います。

今般、「感染防止対策のための三重県版チェックリスト」を別添のとおり作成しましたので、改めて点検し、1月14日までにGoogle フォームからご回答ください。

※ Google フォームのリンク先 **（リンク先は削除しています）**

また、部活動における留意事項について、以下のとおり徹底願います。

記

1 部活動における感染防止対策の徹底について

（1）県外での活動等について

令和3年1月11日まで、Go To トラベル事業が全国において一時停止されていたが、全国的に新規感染者数が増加しており、2月7日まで同事業の一時停止期間が延長されている。

それに伴い、2月7日までの期間は、県外での活動や他県から来県した練習試合等について、中止または延期する。

今後、Go To トラベル事業の停止期間が延長された場合は、同様の対応とする。

（2）県内での活動等について

本県において、1日あたりの新規感染者数の過去最多をたびたび更新し、今後のさらなる新規感染者の増加に最大限の警戒が必要な状況にある。

県内の高等学校部活動においても感染が確認されており、練習試合で複数校にまたがり感染が疑われる事例が見られた。

ついては、2月7日まで県内での活動についても自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみの活動とする。

なお、今後の状況によっては延長する場合がある。

（3）高等学校体育連盟・文化連盟主催の大会やコンテストへの参加について

引き続き該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染防止対策を徹底して参加でき

ることとする。

(4) 生徒の体調管理について

冬季休業中に開催された高校生の出場する全国大会において、競技団体の方針により出場できなくなった学校があり、県内においても、運動部においてクラスターが発生している状況がある。

このようなことから、生徒の日常の体調管理に加え、発熱等がなくても体調が気になるときには、無理をせず練習を休ませるよう指導する。

【事務担当】

高校教育課 課長補佐兼班長 西川 俊朗

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 谷口 峻隆

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023

保健体育課 課長補佐兼班長 奥山 真司

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023